

(平成23年3月16日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認福井地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
厚生年金関係	2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 12 月から 52 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 12 月から 52 年 3 月まで

日本年金機構本部から届いた「被保険者記録照会回答票」を見たところ、国民年金加入期間のうち、16 か月が未納とされていた。

国民年金の加入手続については、私が 20 歳になった時に、自宅に集金に来ていた A 市の職員に加入するよう勧められ、父が加入手続を行った。私は、高校を卒業した 18 歳の時から家業を手伝っており、国民年金保険料については、両親が納めるか、私が納めていた。

私の父は、平成 18 年に死亡しており当時の状況を確認できないが、申立期間の国民年金保険料について両親が納付済みであるのに、私だけ未納となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、16 か月と比較的短期間である申立期間を除き、保険料を全て納付済みである。

また、申立人の国民年金保険料を納めていたとする申立人の父親は、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から満 60 歳に到達するまでの国民年金保険料を完納しているほか、申立人の母親も、国民年金制度発足時の昭和 36 年 4 月から 62 年 3 月までの 312 月間（加入可能年数：26 年）の国民年金保険料を全て納付している。さらに両親は、国民年金付加保険料制度発足時の 45 年 10 月から付加保険料を納付している上、特殊台帳及びオンライン記録を見ると、56 年 4 月以降の家族 4 人（申立人、その夫及び申立人の両親）の国民年金保険料は全て前納されていることが確認できることか

ら、家族の納付意識は、高かったものと考えられる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 52 年 11 月 30 日に払い出され、50 年\*月\*日（20 歳）に遡って資格取得しており、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるところ、過年度保険料の納付書の発行について、A 市は、「当時、市の窓口では、依頼があれば過年度保険料の納付書を発行していた。」と回答していることを踏まえると、当該加入手続時点において、納付意識の高い父親が、申立期間の保険料を過年度納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、昭和20年11月4日から21年8月1日までの期間について厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、申立人の資格取得日に係る記録を20年11月4日に、資格喪失日に係る記録を21年8月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年11月4日から21年8月1日まで  
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、A社B支店において昭和20年11月4日に資格取得していることが確認できるが、資格喪失日については確認ができない旨の回答を得た。

私は、軍隊から復員後の昭和20年11月頃にA社B支店に入社し、C職としてD作業に従事した後、21年7月末日に同社を退職後すぐにE社で勤務した記憶があるので、資格喪失日を同年8月1日とし、A社の厚生年金保険被保険者期間を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、軍隊を除隊後すぐにA社B支店に入社したと主張しているところ、F県健康福祉部地域福祉課から提出された兵籍簿を見ると、昭和18年12月1日に現役志願兵として入営し、20年9月12日に満期除隊していることが確認できるほか、同僚は、「申立人は、当該事業所でD作業をしており、勤務期間は一年足らず(10~11か月程度)であったと思う。」と供述していることから、申立人は、申立期間において同社B支店に勤務していたものと推認することができる。

一方、オンライン記録では、申立人の同社B支店に係る厚生年金保険被保険者記録は無いものの、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿にお

いて、申立人と同姓同名、かつ同一の生年月日で、基礎年金番号に未統合の記録が確認できたことから、申立人は、昭和 20 年 11 月 4 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したものと認められる。

また、当該払出簿において、申立人の資格喪失日の記載は無く、申立人と同一日に資格を取得している 4 人の同僚のうち、2 人については申立人と同様に資格取得日は記載されているが、資格喪失日は記載されていない上、厚生年金保険被保険者台帳及び同被保険者名簿も確認できない状況となっている。

このことについて、日本年金機構 F 事務センターは、「当時、厚生年金保険被保険者台帳が無かったため、同被保険者台帳記号番号払出簿の「払出年月日欄」に資格喪失日を記載していた。申立人を含め 3 人の資格喪失日が記載されていない理由は不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、「同社 B 支店の勤務期間中に E 社の採用面接を受け、同支店を退職後、一日の空白も無く E 社に入社し、G 業務に就いた。入社日に H 町の山奥までベニヤ板の材料となるブナの木を採りに行った覚えがある。当時は道路事情が悪く大変な思いをした。」と詳細かつ具体的に供述している。また、E 社の同僚（資格取得日：昭和 20 年 8 月 1 日）は、「私は、申立人と同じ時期に、E 社に入社し、申立人の G 業務の助手をしていた。申立人が A 社 B 支店を退職してすぐに E 社に入社したことは間違いない。」旨供述しており、申立人の退職日前後の状況に関する供述には不自然さはない。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社 B 支店における厚生年金保険の被保険者資格の取得日は昭和 20 年 11 月 4 日、喪失日は 21 年 8 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 78 号）附則第 3 条の規定に準じ、1 万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B工場（現在は、C社）に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成4年10月1日、資格喪失日が5年4月1日とされ、当該期間のうち、4年10月1日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格取得日を4年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から同年11月1日まで  
昭和42年3月にA社（現在は、C社）に入社し、D社に出向するまでの間、同社において継続して勤務し、この間、給与から厚生年金保険料が控除されており、当該期間は同社B工場（B出張所）に勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社B工場に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成4年10月1日、資格喪失日が5年4月1日とされ、当該期間のうち、4年10月1日から同年11月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、C社から提出された人事カード及び雇用保険の加入記録

から、申立人は、A社に昭和42年3月16日から平成10年9月30日まで継続して勤務し（平成4年10月1日に同社E工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社B工場における平成4年11月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成4年10月の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 11 日から 61 年 2 月 4 日まで

私は、昭和 60 年 10 月 11 日に A 社を退職した後、同年 11 月 11 日に B 社（現在は、C 社）に入社し、61 年 2 月 3 日に退職するまで継続して勤務していたが、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者記録及び事業主の供述から、申立人は、申立期間当時、B 社に継続して勤務していたものと認められる。

しかしながら、現在の事業主及び申立期間当時の事務担当者は、厚生年金保険の取扱いについて、「当時、中途採用者については試用期間を設けており、試用期間中は社会保険に加入させていなかったことから、申立人についても同様の取扱いであったと考えられる。社会保険に加入させずに給与から社会保険料を控除することは有り得ない。」旨回答している。

また、申立人と一緒に入社したとする同僚二人について、同社における雇用保険の資格取得日は申立人と同日の昭和 60 年 11 月 11 日であることが確認できるものの、厚生年金保険の資格取得日は、雇用保険の資格取得日の約 4 か月後であることがオンライン記録により確認できるほか、当該同僚は、同社の採用面接時において、入社後数か月は試用期間がある旨の説明を聞いた記憶があると供述していることを踏まえると、申立期間当時、事業主は、従業員を採用した場合において、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確



認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで  
年金事務所で厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険に加入した事実が無い旨の回答を受けた。

私は、昭和 43 年 6 月 1 日に A 社（現在は、B 社）に正社員として入社したが、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年 9 月 1 日となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及び同僚の供述から、申立人が A 社に継続して勤務していたと推認することができる。

しかし、オンライン記録において、申立人が資格を取得した前後（昭和 43 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで。）に資格を取得した 13 人に照会したところ、回答が得られた 7 人全員が「私の当該事業所に入社した日と厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致していない。」と回答している。また、そのうち一人は、「申立期間当時、社員の採用時には試用期間があり、入社した数か月間は厚生年金保険に加入できない取扱いがあった。」と供述していることを踏まえると、申立期間当時、事業主は、従業員の採用時から一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたと考えられる。

さらに、A 社を継承した B 社から提出された健康保険被保険者台帳を見ると、当該台帳に記載されている従業員はいずれの者も A 社に入社した日の 1 か月から 5 か月後に健康保険被保険者の資格を取得している実態が見受けられるほか、当該台帳に記載されている従業員について、オンライン

記録を見ると、厚生年金保険被保険者の資格取得日と当該台帳に記載されている健康保険被保険者の資格取得日が同一日であることから、申立期間当時、事業主は、厚生年金保険及び健康保険被保険者の資格取得の時期について、従業員ごとに異なった取扱いを行っていた状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。